

令和 6 年 6 月 25 日
京都市子ども若者はぐくみ局
幼 保 総 合 支 援 室

「こども誰でも通園制度」の試行的事業の実施状況及び2次募集の実施について

1 試行的事業の実施概要

別紙を参照

※ 各実施施設（13 施設）とは、この間、当該事業やマニュアルなどの説明のため、当室職員が各施設を訪問し、2 回ずつ面談を実施。現在、各施設におかれ
ては、7 月 1 日からの試行的事業の開始に向け、利用者との事前面談を実施さ
れているところ。

2 利用者募集・選定の結果

- (1) 本事業の利用者募集について、4 月 24 日から 5 月 17 日までの間に、申込受付
を行ったところ、全 13 施設の受入定員の総数 245 名に対して、全市で 424 名の
申込があった。
- (2) 全 13 施設中、受入定員内で申込のあった 5 施設は申込者全員を利用者として
選定、受入定員を超える申込のあった 8 施設については抽選にて選定を行った結
果、全市で 242 名を利用者として決定した。
- (3) この結果、全市で 182 名（申込数の約 43%）の方が選定外となった。特に右京
区、上京区及び左京区は多くの選定外の方が生じており、市中心部に近い実施施
設が不足していたことが要因。また、伏見区においても、深草・醍醐管内を含め
れば、右京区（37 名）に次ぐ 36 名もの選定外の方が生じている。
- (4) また、4 区・支所（北区、中京区、下京区、深草）管内には実施施設はないが、
行政区別の申込数については、実施施設の有無によって大きな差はでていない。
一方で、居住区に実施施設がないことで、居住区以外の施設を申込まざるを得
ない状況が生じたため、特に市中心部に近い実施施設での受入定員超過の要因の
一つになっている。
- (5) 総じて施設の供給量が不足していたため、現状として利用者のニーズに十分に
応えられていない状況である。

3 実施施設及び利用者の2次募集の実施

上記 2 の状況を踏まえ、以下のとおり、10 月から 2 次募集分の試行的事業（6 か
月間）を実施する。また、実施施設の 2 次募集に当たっては、当事業に対する理解
を深めていただくため、施設向けの説明会を実施する。

(1) 2 次募集の実施施設選定の考え方

ア 1 次募集と同様に、実施施設の公募を行い、プロポーザル方式での選定を
実施するが、予算の範囲内でできるだけ多くの実施施設を選定する。

イ 予算を超える応募があった場合は、1次募集時に未設置となった行政区や選定外の方の多い行政区の実施施設を優先的に選定する。

ウ 1次募集時に落選者が多かったことを踏まえて、公営保育所でも実施の方向で進める。

(2) 2次募集のスケジュール（予定）

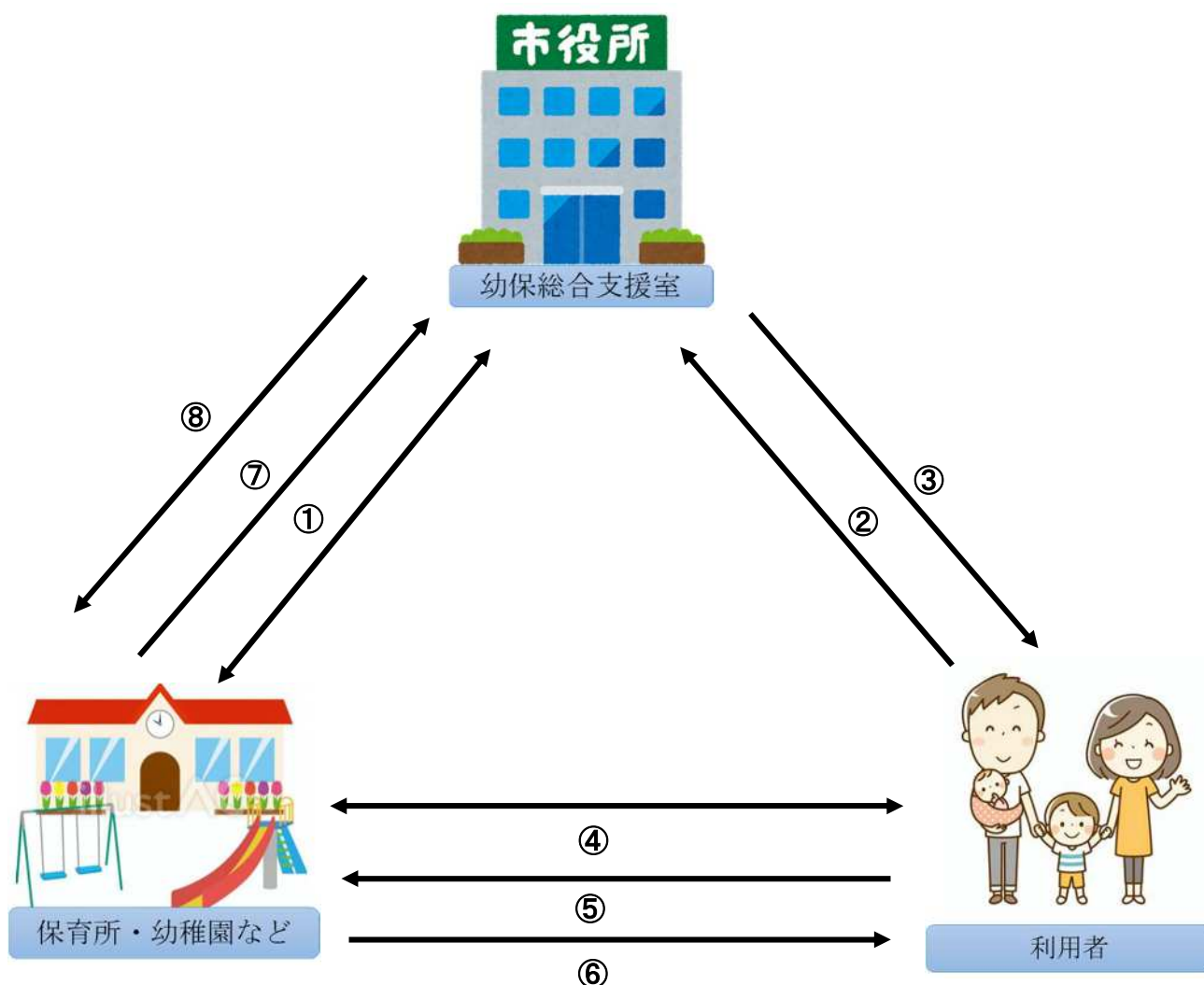
- ・ 7月中：実施施設の募集、選定
（7月8日・9日に実施施設への説明会を実施）
- ・ 8月中：利用者募集、利用者の要件確認、利用者選定・通知発送
- ・ 9月中：実施施設と利用者の事前面談
- ・ 10月1日～：試行的事業を開始（2次募集分）

【参考】令和7年度・令和8年度からのこども誰でも通園制度（予定）

- ・ 令和7年4月：法律上制度化するとともに、地域子ども・子育て支援事業に位置付け
- ・ 令和8年4月～：法律に基づく新たな給付制度の開始

以上

「こども誰でも通園制度」の試行的事業 実施概要



- ① 委託契約を締結
- ② 利用者を募集（京都市で利用者を抽選等で決定）
- ③ 利用者に利用決定通知（利用者は通知を持参し、施設へ）
- ④ 実施施設と利用者と事前の面談（利用前に実施）
- ⑤ 施設の利用（月１０時間の範囲内）
- ⑥ 利用者負担料等の徴収（その都度又は月１回）
- ⑦ 利用状況等の報告（毎月）
- ⑧ 委託料支払（３か月に１回）

※ 随時、本市から実施施設及び利用者からアンケートを実施